

利用者負担(保育料)について

お子さんの保育料は、その家庭の市町村民税額等をもとに、以下の保育料一覧表により決定します。保育料適用における児童の年齢は、4月初日の満年齢で認定をします。

○4月～8月分の保育料・・・令和4年度市町村民税額（令和3年1月～12月収入）で算定

○9月～翌年8月分の保育料・・・令和5年度市町村民税額（令和4年1月～12月収入）で算定

階層区分	定義		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
			保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等		0	0	保育標準時間 保育短時間とも 幼保無償化により 保育料0円
B1	A階層を除き市町村民税非課税世帯		0	0	
B2	A階層を除き市町村民税の均等割のみ課税される世帯	ひとり親世帯等	0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	7,200	7,080	
C1	A階層及びB階層を除き市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	10,000円未満	8,020	7,890	
C2		10,000円以上48,600円未満	9,120	8,970	
C3		48,600円以上50,400円未満	10,270	10,100	
C4		50,400円以上57,600円未満	12,070	11,870	
C5		57,600円以上66,600円未満	14,520	14,280	
C6		66,600円以上84,600円未満	19,570	19,240	
C7		84,600円以上102,600円未満	25,870	25,440	
C8		102,600円以上121,100円未満	32,500	31,950	
C9		121,100円以上139,100円未満	40,000	39,320	
C10		139,100円以上169,400円未満	44,000	43,260	
C11		169,400円以上175,100円未満	49,000	48,170	
C12		175,100円以上193,100円未満	53,300	52,400	
C13		193,100円以上229,100円未満	53,800	52,890	
C14		229,100円以上268,100円未満	54,900	53,970	
C15		268,100円以上298,100円未満	56,010	55,060	
C16	298,100円以上328,100円未満	56,430	55,480		
C17	328,100円以上	56,870	55,910		

備考

- 1 児童の属する世帯の階層の認定については、その児童と同一世帯で生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）全ての課税額の合計額により行います。
- 2 児童の属する世帯の階層区分認定に際し、当該世帯の責に帰すべき事由により認定することができない場合は、当該世帯についてはC17階層にあるものとみなします。
- 3 保育料は1か月単位です。各月初日現在、保育園に在籍している場合は、1か月分の保育料を負担していただきます。日割計算は原則行いませんのでご承知おきください。
- 4 児童の属する世帯の階層区分認定に用いる市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。
- 5 幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から3歳以上児の保育料は0円です。

【給食費について】

3～5歳児は給食費（主食費＋副食費）がかかります。公立保育園は主食費750円、副食費4,750円となっており、公立保育園以外は各施設で設定しています。ただし、年収360万円未満相当世帯の児童および未就学児のうち第3子以降の子どもについては、副食費が免除となります。

裏に続く

保育料の軽減について

該当する方は、子ども未来課保育係までお問い合わせください。

①年収約360万円未満（市民税所得割77,101円未満）の要保護世帯（ひとり親・障害者等）

児童	保育料	算定対象
第1子	半額（最高額9,000円）	算定対象は生計が同一の兄弟姉妹です。兄弟姉妹についての年齢制限はなく（18歳以上含む）、別居でも対象となります。
第2子以降	無料	

要保護世帯とは

- ・ひとり親世帯（離婚調停中除く）
- ・同一世帯内に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・同一世帯内に、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ・同一世帯内に、障害基礎年金の受給者がいる世帯

②年収360万円未満（市民税所得割額57,700円未満）の世帯

児童	保育料	算定対象
第1子	全額	算定対象は生計が同一の兄弟姉妹です。兄弟姉妹についての年齢制限はなく（18歳以上含む）、別居でも対象となります。
第2子	半額	
第3子以降	無料	

③保育園に在籍しているお子さんが2人以上いる世帯（3人目以降は無料）

就学前児童	在籍・クラス	保育料	就学前児童	在籍・クラス	保育料
1人目	保育園・3歳児以上	幼保無償化	1人目	保育園・3歳児未満	全額
2人目	保育園・3歳児未満	半額 ★（最高額15,000円）	2人目	保育園・3歳児未満	★無料

★印については、蕨市の独自軽減制度

④就学前のお子さんが2人以上いる世帯（③を除く）【要申請】

就学前児童	保育料	算定対象
1人目	全額	算定対象は同一世帯の就学前の兄弟姉妹です。兄弟姉妹が、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育園、事業所内保育等）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、企業主導型保育園に在園している場合、対象児童としてカウントします。
2人目	半額	
3人目以降	無料	

該当する場合は、幼稚園等の「在園証明書」をご提出ください。（保育園の場合は提出不要）幼稚園等の在園証明書は、児童氏名・生年月日・児童住所・入園年月日・園名・園住所・園電話番号・園代表者印が記載されていれば、幼稚園の書式でご提出いただいて結構です。また、内容に不足がある場合は、市役所に在園証明書の書式がありますのでそちらをご利用ください。

⑤小学生以上も含めてお子さんが3人以上いる世帯（③④を除く）【要申請】

児童	在籍・クラス	保育料	算定対象
第1子	小学生以上	/	算定対象は生計が同一の兄弟姉妹です。兄弟姉妹についての年齢制限はありません。（18歳以上含む）
第2子	小学生以上または3歳児以上の未就学児		
第3子以降	保育園・3歳児未満	無料	

⑥障害基礎年金を受けている者の属する世帯

該当する場合は、障害基礎年金を受けていることが分かる書類（年金証書等）を子ども未来課保育係へご提出ください。

※ここでいう「保育園」は、認可保育園、認定子ども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育園、事業所内保育等）を指します。